

## 新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務仕様書

### 1 業務の名称

新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務

### 2 業務の目的

本事業は、本県において新たな事業が次々と生まれる「挑戦に近い山梨」の地位を確固たるものにするため、スタートアップやものづくりといった枠組みにとらわれず、幅広い分野での新事業の創出や成長・飛躍を支援する「新事業共創プラットフォーム（以下、「本プラットフォーム」という。）」を構築し、その運営等を行うものである。

本プラットフォームの運営や取組の情報発信を通じて、あらゆる挑戦者と支援者がつながることで新たな価値を生み出し続けるイノベーション・エコシステムの形成を促進することを目的とする。

### 3 業務期間

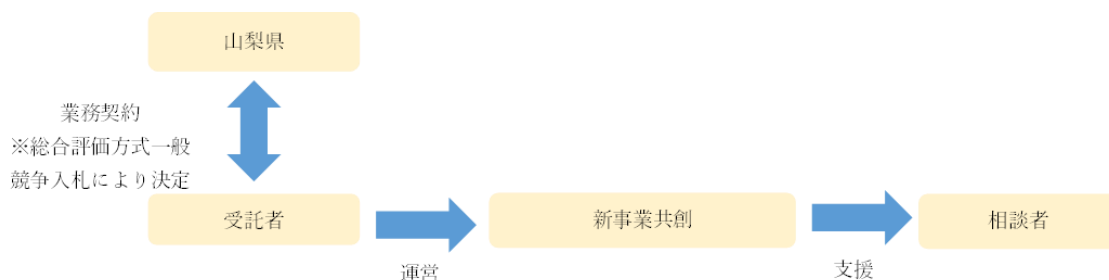
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 事業の用語説明

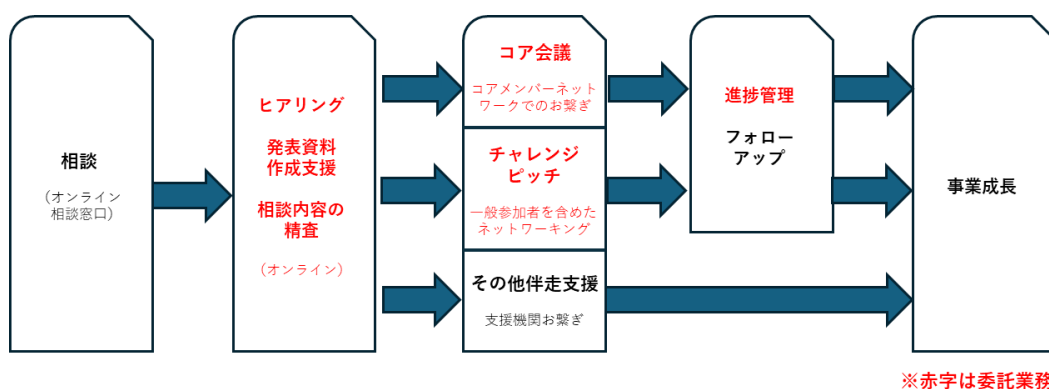
項目	内容
コア会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・コアメンバーにより構成する。</li><li>・メンバーそれぞれが持つノウハウやリソース、人脈を活かし、あらゆる分野の挑戦に対する支援策を検討する。</li></ul>
チャレンジピッチ	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談者に自らのアイデアや事業計画などを発表してもらい、事業内容を広く周知し、共創を生み出す。</li></ul>
コアメンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援リソースを持ち、本プラットフォームに積極的に参画し、コミュニティ形成やハブ能力に長けた者。</li><li>・コア会議において、支援策を検討するほか、支援リソースとのマッチングや支援案件の選定などを行う場。</li></ul>
パートナー	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援リソースを持つ者や本プラットフォームに継続的な参画意思がある者。</li><li>・支援リソースの提供を行う。</li></ul>
相談者	<ul style="list-style-type: none"><li>・山梨県内で新たな事業展開を行う意思がある者。</li><li>・新たな事業を通じて、社会課題・地域課題の解決に挑戦する者。</li></ul>

## 5 事業スキーム

### (1) 委託イメージ



### (2) 支援スキームイメージ



## 6 委託業務内容

受託者は、山梨県（以下、「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日まで本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。なお、以下に定めのない内容であっても、有益と考えられるものがあれば提案すること。

### (1) 企画、全体設計

- ・本プラットフォームの全体企画、進行管理、運営全般等を行うこと。
- ・挑戦者と支援者がつながり、新たな価値を生み出し続けるイノベーション・エコシステムの構築を目指し、事業成長に必要なステークホルダーやパートナー、支援者が本事業を知り、積極的に関与・共創できるよう、全体の企画および設計を行うこと。

### (2) 関係者間の連携・調整

- ・コア会議及びピッチ登壇者の支援状況などを整理し、適宜コアメンバーやパートナー、県と共有すること。
- ・コアメンバーやパートナーがそれぞれ独自に実施する各種支援の取組との連携を

図ること。

- ・コアメンバーやパートナー、相談者間の交流のほか、支援対象となる県内外の企業や挑戦を検討している者との交流の機会を設けること。

(3) 発表資料の作成支援

- ・相談者に対しヒアリングを実施し、コア会議及びピッチ登壇者については支援計画を作成するとともに、成長目標や支援終期設定を行い、計画的かつ効果的な支援につなげること。
- ・発表時に、コアメンバーやピッチ参加者の共感を集め、必要な支援へとつながるよう、発表内容や資料のブラッシュアップを行うこと。
- ・この他、受託者の知見やノウハウに基づく効果的な支援体制や手法を提案・実施すること。

(4) コア会議

- ・会議の開催・運営(年8回程度、ハイブリッド開催)を行うこと。
- ・日時や場所、会議内容は、県と協議の上決定する。
- ・コア会議の前に県と受託者でコア会議へ諮る相談案件を整理すること。
- ・コア会議登壇者は、3者/回程度とする。
- ・コアメンバーのコア会議への参加調整を行うこと。
- ・コア会議に参加できないコアメンバーに対し、参加した場合と同等の情報共有を図ること。
- ・コア会議に用いる資料を作成し、開催日に必要部数用意すること。
- ・コアメンバーは17名(令和8年4月1日現在)おり、そのうち謝金が必要なコアメンバーは10名程度を想定する。
- ・参加したコアメンバーに謝金・旅費を支払うこと。謝金は1名につき1万円/回程度、旅費は実費相当分を想定しているが、受託者と県で協議の上、決定する。

(5) チャレンジピッチ

- ・ピッチの開催・運営(年6回程度、ハイブリッド開催)を行うこと。
- ・イノベーション・エコシステム形成に向け、機運醸成や支援者のスキルアップにつながるようピッチイベントの内容を工夫すること。開催に当たっては、県内外の支援機関、支援拠点等との連携も検討すること。
- ・日時は県と協議の上決定すること。なお、コア会議と同日開催としても差し支えない。
- ・場所は、山梨県内のコワーキングスペース等を想定する。
- ・地域の支援機関や共創パートナーを効果的に巻き込むことを目的に、甲府市内に限定せず、各回のテーマ等に応じて県内各地での開催を積極的に行うこと。
- ・ピッチ登壇者は、3者/回程度とする。
- ・参加者は会場20名程度/回、1回の開催に必要な時間は6時間(コア会議2時間

+チャレンジピッチ2時間+準備片付け2時間)を想定し、施設利用料はコワーキングルーム CROSS BE (山梨県甲府市丸の内2-2-1)のセミナールーム3,300円/hを想定する。

- ・コアメンバーやパートナー、その他参加者(オンライン参加を含む)の参加調整を行うこと。
- ・ピッチ登壇者の事業に関連した企業や団体、個人等の参加を募ること。
- ・ピッチ等に用いる資料を作成し、開催日に必要部数用意すること。
- ・開催毎に参加者リストを作成すること。
- ・参加者間の交流を促進すること。
- ・その他支援に必要な事項を行うこと。

(6) 状況把握、効果測定

- ・支援計画に基づきピッチ後も進捗管理を行い、適宜県へ報告すること。
- ・次年度以降の運営に活用することを想定した効果測定を実施し、報告すること。

(7) 広告、情報発信

- ・本事業を必要としている相談者へ、本事業の情報が届く方法で的確に発信を行うこと。
- ・ピッチやイベント開催時にはチラシを作成し、加えてメール、SNS等を活用したプロモーションを展開し、広く参加者を募ること。

7 全体のスケジュール(想定)

令和8年6月 契約

6月～ コア会議(年8回程度開催)

ピッチ(年6回程度開催)

イベント(年1回開催)

伴走支援

令和9年3月 委託期間終了

8 令和7年度の事業実施状況

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・オンライン相談窓口利用者 | 45人             |
| ・コア会議開催       | 12回(登壇21人)      |
| ・チャレンジピッチ開催   | 6回(登壇27人)       |
| ・イベント開催       | 6回(セミナー・現地ツアー等) |
| ・コアメンバー       | 17人             |
| ・パートナー        | 25社(令和7年度新規16社) |

9 令和8年度の事業実施見込み

- ・コア会議開催 8回（登壇者24人程度）
- ・チャレンジピッチ開催 6回（登壇者18人程度）
- ・コアメンバー 17人（現時点想定）

## 10 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

### (1) 成果品

- ア 業務完了届
- イ 「6 委託業務内容」による事業全体の内容に関する実施記録（写真等含む）
- ウ 相談者支援の実績に関する資料
- エ ピッチ等の参加者リスト
- オ 今後の展開に関する所見
- カ その他委託者が指示したもの

### (2) 納品方法

報告書（紙媒体）3部及びDVD-R等による電子データ1部を山梨県新価値創造推進局新事業チャレンジ推進課へ納品すること。

### (3) 納期

令和9年3月31日（水）までとする。

### (4) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

## 11 新事業共創プラットフォーム運営事業委託事業に係る役割分担

### (1) 受託者（運営事務局）

「6 委託業務内容」に掲げる業務

### (2) 山梨県

オンライン相談窓口の管理・運営、事業者ヒアリング、関係機関との調整、コアメンバーの選定、登壇者の発掘、パートナーの発掘・管理、支援リソースの提供、ピッチ後フォローアップ、県HP等での紹介等による広報支援、行政データ提供

### (3) コアメンバー

コア会議・ピッチ・イベントへの参加、支援方法の検討、支援リソースの提供、相談者への助言

### (4) パートナー

ピッチ等への参加、支援リソースの提供

### (5) 相談者

相談の提起、コア会議やピッチへの登壇、支援に係る自己の経費負担、支援成果の県等へのデータ提供・公表

## 1 2 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。
- (3) 本業務の契約不適合期間は検収後 1 年間とする。